

FUKUOKA TOUBU Law Office

福岡東部法律事務所



Fukuoka Toubu Law Office 25th anniversary

有明、思い出、環境問題

堀良一



釧路湿原にて

あと、何人自殺したら、工事ば止めてくれるとですか！

意見陳述の最後に、もうすぐ還暦を迎えようかという初老の漁民は、日に焼けた赤銅色の顔をこわばらせ、裁判官席をみすえながら、張り詰めた緊張感を振り払うように叫んだ。諫早湾干拓事業の工事差し止め仮処分決定が出る直前の佐賀地裁の法廷での一コマである。

293枚の鉄板が不気味な機械音をききませながら海中に落下して諫早湾干拓事業の潮受堤防を閉め切ったのは1997年4月のことだ。そして、魚や貝がいなくなった。ひどい赤潮が発生してノリがだめになった。長崎、佐賀、福岡、熊本の有明海沿岸4県にわたる大規模な漁業被害をもたらせた深刻な環境破壊は「有明海異変」と呼ばれ、多くの漁民が不漁に苦しんで自殺し、漁業を基盤にする地域社会は壊滅的な打撃を受けた。

そんななか、裁判をするので、弁護団の事務局長を引き受けなさいかとの声がかかったのは2002年秋のことだ。博多湾埋立反対の住民運動や裁判にたずさわり、全国の湿地や海の自然環境を守る活動に参加していたから、おまが適任だというのだ。荷が重いと尻込みしたが、気がついたら、よみがえれ！有明訴訟の代理人席に座っていた。

そして、工事中止の歴史的仮処分決定、高裁でのまさかの逆転敗訴、厭戦気分漂うなかで漁民原告の大量追加提訴による反転攻勢、研究者と漁民の集中尋問、昨年6月の佐賀地裁開門判決、波状的な国会行動、農水省前での早朝宣伝、息詰まるような法廷外での攻防。時代を象徴する社会的紛争を解決するには、ここまでというエネルギーの限界値はない。

弁護団には、若くて優秀な弁護士がたくさん損得勘定なしのボランティアで参加していて、勉強にもなる。何よりも小気味いい。ここには掛け値なしに最高の良心と英知が結集している。

子供の頃、別府の田舎で、浜辺を走り回ったり、雑木林に紛れ込んだりしながら、小エビやセミやトンボを追いかけた思い出を引きずっていたら、いつのまにか、環境問題の最前線に立っていた。



福岡東部法律事務所

☎ 092(662)1260

Fax: 092(672)7952

〒813-0013 福岡市東区香椎駅前2丁目15番3号稲光ビル2階

受付時間 9:00 ▶ 17:00 土・日・祝日はお休みです。

土・日・祝日をご希望の場合は、事前にご相談いただければ、できるだけ対応させていただきます。



専用駐車場は、ございませんので、お近くの有料駐車場をご利用下さい。

25周年を迎えて

林田賢一



集会で挨拶

私の手元に、1984年9月14日発行の福岡東部法律事務所ニュース創刊号があります。

いま読み返すと、少々気恥ずかしいような、気負いと意気込みにあふれた文章が並んでいます。表題は「地域の民主的発展と権利擁護をめざして(事務所開設にあたって)というもので、その書き出しは、次のとおりです。

「これまで法律事務所といえは、裁判所の近くに事務所を構え、敷居の高いところ、というイメージがあったと思います。私達の福岡東部法律事務所は、まさにそのイメージを逆転させたところから出発しました。裁判所よりは住民の近くに！そして気がるに出入りできるところに！」

そして、同じ紙面中段に、お腹も出ておらず体は縮まって髪も黒々とした林田と、引き縮まった顔付で

長髪の、一見ジャニーズのような堀良一、そして、髪も長く若々しさにあふれてふくよかな田中さんの三人の写真が、掲載されています。

あれから25年(きみまる)的な表現ですが、魅力あふれる弁護士！事務局が次々と私達の法律事務所に入所し、現在弁護士6名、事務局5名の法律事務所となっています。

私達をこの間支えていただいた地域の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

この間に私達の法律事務所が取り組んだ事件は、博多湾東部埋立やまちづくり条例運動、香椎操車場跡地の開発問題、地域の革新懇や平和運動、住民運動、カネミ、空港騒音等の公害問題、豊田商事件、先物取引・コンビニフランチャイズ・クレサラ等の消費者問題、労働問題、ハンセン病・葉書肝炎問題、有明・諫早干拓問題等々、全国的にも大きな意義を持つものも多数ありました。

25周年を迎え、私達の法律事務所的基本的性格である

(1) 民主的的法律事務所であること
 (2) 地域の法律事務所であること
 (3) 共同事務所であること

という原点に立ち返り、さらに一層地域の皆さまに信頼される弁護士活動を進めていきたいと、所員一同決意しています。

今後とも宜しくお願いします。

おかげさまで創立25周年を迎えることができました。
 気軽に入出入りできる法律事務所を目指して、
 さらに皆さまに信頼される弁護士活動を進めていきます。

「はじめまして」の挨拶。

丸山 明子



初めての事務所旅行

今年の1月から、この福岡東部法律事務所で弁護士としての第一歩を踏み出すことになりました。「思い出に残る事件」ということで、お題を頂きましたが、まだ弁護士になって1年に満たないため、思い出に浸る暇なく、毎日せっせと経験を積んでいる日々を過ごしています。とはいえ、この10カ月はあつという間でした。

私は、司法試験制度が変わって「新司法試験制度」というものになった以降に弁護士になった2期生になります。報道などですでご存じの方もいらっしゃると思いますが、この「新司法試験制度」になってから、法曹の数が一気に増えることになりました。弁護士の利用をはじめとした司法サービス、市民の皆様により身近に利用しやすいものにするための新制度です。その制度のもとで弁護士になった者として、司法サービスが皆様にとってより身近に、利用しやすいものとなるべく、努力できれば、と思います。

さて、とは言うものの、私自身、司法試験を受けるための学校（法科大学院）に行っていた時ですら、弁護士事務所は敷居の高い存在でした。理由はやはり、料金がいくらかかるのか分からない、という点と、法科大学院の教員以外で弁護士の顔を見たことがなかった、という点が大きかったように思います。それまでの社会生活の中で、自分とこれほどまでにかかわりが薄い「人種」はいなかった、と思います。弁護士はよく社会生活の医師に例えられますが、弁護士とは一生かかわりを持たずに過ごす人が多い一方で、本当の医者にかかることなく一生を過ごす人はほとんどいないでしょうから、「身近さ」にはずいぶん差があるものですね。

いつか、皆さんの「かかりつけ医」になれるよう、日々研鑽に励みます。よろしくお願いたします。

思い出の判決

井上 滋子



事務所でお仕事

私が福岡東部法律事務所に入って、もう20年近くが経ちました。思い出の一つに、生活保護制度をめぐる争った学資保険裁判があります。

生活保護を受けている病弱な両親が、家計を切りつめ、子どもを高校進学に備えて毎月3千円の学資保険を掛けていました。保険満期金約40万円がおりて、まさに高校進学に使うとした時、それは蓄えだから生活費にあてなさい、その分の生活保護費を減額しますという処分を受けました。生活保護費を削られるのは、この進学費用を切り崩して使えない。無念の思いの両親が異議を申立てました。しかし思い半ばで両親とも他界し、子どもたちが引き継いで裁判を起しました。

裁判では、生活保護法の解釈として間違った処分だ、憲法25条の生存権や26条の教育を受ける権利にも

反している」と主張しました。ところが、第一審判決は敗訴。なぜ当然のことがとれないのだ！

弁護団は裁判所へ不当性を訴えるも同時に、もう一度、事実をよく見つめ直しました。今はまだ両親の思いを裁判所に伝え切れていなかったらどうかと。

母親が掛けていたのは、2人の子にも1口だけの大学進学コースの学資保険でした。下の子の妊娠が分かった頃に掛け始められた保険でした。上の子に掛けた保険は、下の子がちょうど高校進学を迎えたときに満期になる。苦しい生活の中で身ごもった母親が、どんな思いをこの一つの学資保険に託していたのか。資料を改めて見る中で、日々の生活を送り、子どもを育ててきた母の思いを感じていました。

第二審の高等裁判所での判決の日、「逆転勝訴」の垂れ幕を持って、原告と二緒に走り出しました。その時の晴れがましい原告の顔が忘れられません。この判決後、制度改正がされて高校就学費用自体が生活保護費から支給されるようになり、大きな実を結びました。

事件の背景には、人の思いがあり、たくさんの人生がある。当然の事ですが、法律だけを読んでいるとつい見過ごしがちになります。生活者ひとりひとりの思いを受けとめながら、法律という手段を使って役に立っている弁護士になりたい、そういう思いを強くした思い出の事件です。

地域の弁護士として

吉村 真吾



B 肝訴訟報告集会

私は、3年前、福岡東部法律事務所に入所しました。私がこの事務所に入所しようと思ったのは、この事務所が地域に根ざした事務所であったからです。25年前から東区香椎に事務所を構える福岡東部法律事務所には、私が目指す弁護士像がありました。

これまで数多くの相談、依頼を受けてきました。地域の事務所ですから、相談に来られる方のほとんどは、もちろん福岡東部地区のみなさんです。

これからの地域の弁護士として役割が果たせるよう努めていきたいと思っています。

私の弁護士としての活動は、このような地域の弁護士としての活動が中心ですが、一方では、全国的な社会問題にも取り組んでいます。

今、私が取り組んでいる全国的な社会問題に関する裁判として、B型肝炎訴訟があります。B型肝炎訴訟とは、乳幼児期の集団予防接種で注射器が使い回されたことによりB型肝炎ウイルスに感染させられた被害者が、国に対し、損害賠償を求めるとともに、検査・治療体制の確立などを求める裁判運動です。

集団予防接種で注射器が使い回されていたことは、一定以上の年齢の方なら誰しも覚えがあることだと思います。その予防接種によってウイルスに感染させられていた場合があることが分かっています。予防接種とB型肝炎の問題は全国的な問題ですので、全国各地の弁護士と共に全国各地の裁判所で訴訟を提起するとともに、立法的な解決をも目指して国会議員に対する要請などを行っています。現在、早期の解決を目指して奮闘中です。

事件に教えてもらったこと

馬渡 桜子



ハイキング

弁護士登録してまもないとき、コンビニ事件との出会いがありました。今年の6月ごろ、セブンイレブン本部に対し加盟店のお弁当の値下げ販売を制限したとして、公正取引委員会が排除措置命令を出したという報道がありました。この報道を聞きながら、約8年前の事件がふとよみがえってきました。

この事件は、コンビニエンスストアの本部が加盟店に上がりもしない売上予測を示し、十分利益が上がるかのように虚偽の説明をして、フランチャイズ契約を締結させたとして、加盟店の店主が本部に対して生じた損害を賠償請求したものです。同様の加盟店店主が集まり原告5人で集団提訴しました。1審では、裁判所はコ

ンビニの本部に契約締結段階においても適正かつ正確な情報を提供すべき保護義務を認めつつも、加盟店も独立した事業者であるから自己責任で経営を行うものと強調し、加盟店側の請求を全く認めませんでした。また当時、このような事件で加盟店側に損害賠償を認められた判決も見あたりませんでした。弁護士になりました。1審判決は、同様の損害賠償を認めた1審判決すらないから無理では？と弱気になり、弁護団の先輩弁護士に尋ねたところ、「判例というのはなければ作るものだよ」とさりとらわれ、「へえー」と感心しておりました。

1審で完全敗訴して原告ご本人たちに不安の空気が流れる中、2審では、契約に至るまでに本部側が示した立地評価自体に合理性がないものだったことを専門家を入れて立証しました。長期の審理期間を経て、その間、私は長女を出産し、そして次女出産の少し前、2審の裁判所は本部の示した立地評価自体の不合理性、不十分性を指摘し開店準備資金や累積赤字等の損害を認め、本部に対し損害賠償を命じました（確定）。こちらの主張をかなり認めた大満足の判決でした。強気で闘うことの大切さを教えてくれた事件でした。